

静岡県告示第430号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定に基づき、清水港海岸保全区域を次のとおり指定する。
なお、指定済みの海岸保全区域については従前のとおりとする。

令和4年5月31日

静岡県知事 川勝平太

指定区域(江尻地区)

基準点 静岡市清水区西久保字鹿島前506番の三等三角点西久保新田を基準点とする。

(北緯35度02分05秒 東経138度28分56秒)

基点1 基準点から 144度02分35秒 1713.77メートルの点
基点2 基点1から 275度00分00秒 65.00メートルの点
基点3 基点2から 3度30分00秒 15.65メートルの点
基点4 基点3から 271度34分58秒 150.00メートルの点
基点5 基点4から 179度39分08秒 380.69メートルの点
基点6 基点5から 85度57分52秒 125.71メートルの点
基点7 基点6から 155度54分02秒 135.83メートルの点
基点8 基点7から 98度32分58秒 18.18メートルの点
基点9 基点8から 157度11分25秒 46.49メートルの点
基点10 基点9から 131度43分50秒 88.98メートルの点
基点11 基点10から 158度30分00秒 49.64メートルの点
基点12 基点11から 118度31分14秒 129.52メートルの点
基点13 基点12から 178度20分00秒 401.68メートルの点
基点14 基点13から 320度16分55秒 70.97メートルの点
基点15 基点14から 293度26分53秒 10.71メートルの点
基点16 基点15から 266度36分59秒 224.31メートルの点
基点17 基点16から 154度57分05秒 27.12メートルの点
基点18 基点17から 86度39分33秒 185.91メートルの点
基点19 基点18から 140度30分46秒 192.23メートルの点
基点20 基点19から 48度59分28秒 26.18メートルの点
基点21 基点20から 49度00分00秒 68.00メートルの点
基点22 基点21から 320度33分42秒 69.17メートルの点
基点23 基点22から 359度11分27秒 162.35メートルの点
基点24 基点23から 359度11分30秒 348.20メートルの点
基点25 基点24から 296度20分39秒 225.08メートルの点
基点26 基点25から 340度35分08秒 156.72メートルの点
基点27 基点26から 340度35分18秒 63.46メートルの点
基点28 基点27から 266度12分36秒 157.87メートルの点

基点29 基点28 から 359 度41 分06 秒 231.34 メートルの点

基点30 基点29 から 91 度43 分23 秒 154.88 メートルの点